

お客様各位

【お知らせ】

確認検査の業務区域の変更について

確認検査の業務区域が平成26年10月1日より変更になります。

- 諫早市は、これまでの多良見町に加えて、諫早市全域が業務区域となります。
- 長崎市は、旧外海町を加えた長崎市全域が業務区域となります。
- 長与町・時津町は、これまでと同じく全域が業務区域です。

諫早市域の確認申請手続きの流れ

- 申請者による持ち回りにて、市の経由をお願いします。
市役所審査用に申請書を+1部（構造図、構造計算書を除く）ご準備ください。
取扱：諫早市役所開発支援課 〒854-8601 諫早市東小路町7-1
TEL0957-22-1500
- ※多良見町の区域は、従来どおり支所にて取り扱っていますので、詳細は諫早市開発支援課へお問い合わせください。

- ◆業務を行う建築物の敷地の範囲、建築物の範囲に変更ありません。
(以下のとおり。詳細は当センターHPで確認検査業務規程(第13条)をご覧ください。)

建築物の敷地が長崎県建築基準条例第3条の規定に適合し、かつ都市計画区域内においては、法第42条第1項(第3号を除く。)に該当する道路に接するもので、床面積の合計が500平方メートル以内の次に掲げる建築物の建築等に係る確認並びに同第7条の4及び第7条の2に規定する検査

- (1) 法第6条第1項第4号に該当する一戸建ての住宅(住宅の用途以外の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分1以上であるもの又は50平方メートルを超えるものを除く。以下同じ。)
- (2) 法第6条第1項第2号又は第3号に規定する建築物のうち、建築基準法施行令第136条の2の11第1号に掲げる建築物の部分をもつ建築物として法第68条の10第1項又は第68条の11第1項の規定に基づき認定又は認証を受けた一戸建ての住宅
- (3) (1)、(2)の敷地内における物置等の附属建築物、擁壁、(2)に付属する法施行令第146条第1項第1号に掲げる建築設備

平成26年9月8日

指定確認検査機関

一般財団法人長崎県住宅・建築総合センター